

介護保険給付にかかる費用の見込み等の考え方について

第9期計画（2024(令和6)年度～2026(令和8)年度）における保険給付の円滑な実施のため、各年度における種類ごとの介護サービス・地域支援事業の量を見込み、介護保険事業に要する費用に充てるため、3年間ごとに保険料額を設定することとなっています。

1 介護保険給付に係る費用見込み等の考え方

介護保険給付に係る費用の見込みについては、介護保険制度の改正等を踏まえ、2024（令和6）年度から2026（令和8）年度及び2040（令和22）年度の65歳以上の高齢者人口（第1号被保険者数）、要介護（要支援）認定者数を推計（2-①・②）したうえで、2024（令和6）年度から2026（令和8）年度における施設・居住系サービスなどの利用者数の目標値を設定（2-③）し、これらの推計値（目標値）と過去の介護保険給付実績等をもとに、2024（令和6）年度から2026（令和8）年度の各居宅サービス等の給付見込みを年度ごとに推計（2-④・⑤）して算出します。

2040（令和22）年度については、第9期計画の見込みと同様に、利用者数と過去の介護保険給付実績をもとに推計します。

なお、2024（令和6）年度から2026（令和8）年度の介護保険料額（2-⑥）及び、2040（令和22）年度の介護保険料額の将来見込（2-⑥）については、前述のとおり見込んだ「介護保険給付」及び、別途65歳以上高齢者人口の伸び率等で見込んだ「地域支援事業」に係る費用額をもとに算定します。

2 介護サービス見込み量算出の流れ

「1 介護保険給付に係る費用見込み等の考え方」に沿って、次のとおり推計を行います。

① 高齢者人口（第1号被保険者数）の推計

$$\begin{array}{l} \text{「2023（令和5）年9月末男女別・年齢階層（5歳ごと）別被保険者数」} \\ \div \\ \text{「国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計人口の令和5年人口推計」} \\ \times \\ \text{「国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計人口の各年人口推計」} \\ = \\ \text{「2024（令和6）～2026（令和8）、2040（令和22）年度の高齢者人口」} \end{array}$$

男女別・年齢階層別に、2024（令和6）～2026（令和8）、2040（令和22）年度の各年度の高齢者人口を推計します。



② 要介護認定者数の推移

$$\begin{aligned} & \text{「2024（令和6）～2026（令和8）、2040（令和22）年度の高齢者人口」} \\ & \quad \times \\ & \text{「2024（令和6）～2026（令和8）、2040（令和22）年度の認定率（推計）」} \\ & \quad = \\ & \text{「2024（令和6）～2026（令和8）、2040（令和22）年度の認定者数」} \end{aligned}$$

①で算出した高齢者人口に、各年度の認定率（推計）を乗じて、認定者数を算出します。



③ 施設・居住系サービス利用者数見込みの推計

②で算出した要介護認定者数をもとに、介護保険施設及び居住系サービス（認知症対応型共同生活介護・特定施設入居者生活介護）の利用者数を見込みます。



④ 在宅サービスの受給対象者数の算出

$$\text{「認定者数」} - \text{「施設・居住系サービス利用者」} = \text{「在宅サービス対象者」}$$

②で算出した要介護認定者数から「③ 施設・居住系サービス利用者数見込み」を減じて、在宅サービスの対象者数（※）を算出します。

（※ 在宅サービスのうちいずれか1種類以上のサービスを受給する可能性がある者の数）



⑤ 各サービスの必要量の推計

$$\text{「在宅サービス対象者」} \times \text{「利用率」} \times \text{「1人当たり利用回数・日数等」} = \text{「各サービスの必要量」}$$

④で算出した「在宅サービス対象者数」をもとに、各サービス別に、利用率（※）及び1人あたり利用回数・日数等を実績に基づき推計し、各サービスの必要量を算出します。（※ 在宅サービス対象者が個々の種類のサービスを利用する割合）



⑥ 「介護保険給付及び地域支援事業に係る費用の見込み」並びに「第1号被保険者の保険料額（2024（令和6）～2026（令和8）、2040（令和22）年度）」の算出

⑤で推計したサービス必要量に、別途算出する「各サービス利用1人／1回／1日あたり給付額等」を乗じ、各サービスの種類ごとの費用、地域支援事業に係る費用等を推計するなどして、「介護保険給付及び地域支援事業に係る費用」並びに「第1号被保険者の保険料額」を算出します。

(参考) 保険料基準額の算定式

$$\boxed{\text{基準月額}} = \boxed{\text{保険料収納必要額}} \div \boxed{\text{予定保険料収納率}} \div \boxed{\text{補正第1号被保険者数}} \div \boxed{12}$$

<p style="text-align: center;">給付費の見込額</p> <p>①介護給付費・予防給付費 ②市町村特別給付費 ③地域支援事業費 ④保健福祉事業費 ⑤財政安定化基金拠出金 ⑥財政安定化基金償還金 ⑦その他（事務費関係除く）</p>	-	<p style="text-align: center;">負担金の見込み額</p> <p>①国・都道府県・市町村の負担金・交付金 ②調整交付金 ③介護給付費交付金 ④地域支援事業支援交付金 ⑤補助金等（上記以外） ⑥その他（事務費関係等を除く）</p>		<p style="text-align: center;">所得段階別の被保険者見込数（第1段階～第9段階） × 所得段階別の基準額に対する割合（0.55～2.0）</p> <p>※見込数は、過去の各年度各所得段階別の数等をもとに見込んだ数</p>	←	<p style="text-align: center;">第1号被保険者総数の見込数を、基準額を納める第1号被保険者数に換算した数</p>
--	---	--	--	---	---	---

(参考) 今後のスケジュール

